

地縁団体認可申請の手引き

富 山 市

市民生活部 地域コミュニティ推進課

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	認可までの手続き	
(1)	地縁団体の認可の要件	2 ページ
(2)	認可申請書提出までの事前準備について	3 ページ
(3)	認可申請書提出の手続きについて	4 ページ
(4)	認可告示について	5 ページ
(5)	証明書の交付請求	5 ページ
3	認可がおりた際の手続き	
(1)	法人の設立届けの提出と、法人市民税の申告及び減免申請	6 ページ
(2)	固定資産税の減免申請	7 ページ
(3)	不動産の登記について	8 ページ
4	認可後に生じる規約の変更や代表者の交代時等の 変更申請・変更届出	9 ページ
5	地縁団体認可（告示）手続きの流れ	10 ページ

1 はじめに

町内会、自治会等（以下「町内会」という。）の地縁による団体（資料1〈11ページ〉参照）については、団体の名義で不動産登記ができないなど、財産面で様々な制約があります。

このため、登記名義人が死亡した場合に、相続人との間で所有権争いが生じるなど、トラブルが起きることもありました（資料2〈11ページ〉参照）。

そこで、これらの制約をとりのぞき、地縁による団体が活動しやすくなるよう、法律上の権利能力を付与するための措置が講じられ、平成3年4月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が施行されました。

法第260条の2の規定により、町内会は法人格を取得することができるようになるとともに、自治公民館、集会場など町内会が保有する土地、建物等の不動産等については町内会の名義で登記できるようになりました。

2 認可までの手続き

(1) 地縁団体の認可の要件

市長の認可を得るためには、次の4つの要件をみたしていることが必要です。

- ① 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※ 地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり、清掃・美化活動・防犯・防災活動・集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動を意味します。

- ② その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※ 河川・道路等で区域が画されているなど、容易に町内会・自治会等の区域・範囲がわかる状態であることが必要です。

※ 飛地については、実態としての地域のまとまりが以前からあるようであれば、認可の対象となります。

- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※ その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、区域に住所があること以外に、例えば年齢・性別・国籍等の条件をつけることはできません。

※ 相当数とは、一般的にその区域の全住民（町内会・自治会等に参加していない人を含む）の過半数です。

- ④ 規約を定めていること。この規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項 が定められている必要があります。

(2) 認可申請書提出までの事前準備について

町内会は、法で定められた「認可申請書」及び必要書類（次項参照）を市長（地域コミュニティ推進課）に提出し、市長が認可することで法人格を有することができます。そのための準備として、「総会」を開催して次のことを決める必要があります。

- ① 町内会の規約を法の規定に合うように定める。（規約改正）

（資料3〈12ページ～20ページ〉参照）

※ 総会の議決後に、規約の誤りが見つかった場合、再度総会で議決し直す必要がありますので、総会開催の前に十分な時間の余裕をもって、規約の内容について地域コミュニティ推進課に相談し、調整を行ってください。

- ② 法人設立の「認可申請」を市長に対して行うことについて議決（資料4〈21ページ〉参照）する。
- ③ 町内会の代表者を定める。

(3) 認可申請書提出の手続きについて

総会で前項〈3ページ〉の①～③のことが決まったら、市長（地域コミュニティ推進課）に対し認可申請書（「様式編」様式1）を提出します。この場合、認可申請書に次の書類を添えて提出します。

- ① 総会で議決した規約
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（資料4〈21ページ〉）
 - ※ 許可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長及び議事録署名人が署名・押印したものの写し
- ③ 構成員の名簿（「様式編」様式2）
 - ※ 町内会の会員の氏名、住所を記載したもの
世帯の代表者のみを記載した名簿では申請できません。会員であれば年齢、性別等を問わず記載してください。
- ④ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - ※ 前年度の事業報告書等活動状況を示す書類
- ⑤ 申請者が代表者であることを証する書類
 - ※ 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った議事録の写し
（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）
 - ※ 申請者が代表者に就任することについての本人の承諾書
（申請者本人の署名・押印のあるもの）（「様式編」様式3）
- ⑥ 町内会の区域を明示した図面
 - ※ 住宅地図の写し等、詳細な地図に範囲を示す線を引いたもの
- ⑦ 隣接する町内会等の代表者による区域設定の確認書

(4) 認可告示について

市長が認可したときは、その旨及び次に掲げる事項について、告示します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合はその氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

(5) 証明書の交付請求

- ① 誰でも、市長（地域コミュニティ推進課）に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を、証明書交付請求書（「様式編」様式5）により請求することができます。
- ② 市長（地域コミュニティ推進課）は、認可地縁団体の台帳の写しに、原本と相違ない旨を記載したものを、地縁団体証明書として交付します。

3 認可がおりた際の手続き

(1) 法人の設立届けの提出と、法人市民税の申告及び減免申請

町内会の法人格は「みなし公益法人」であり、町内会が所有する不動産等の登記をする場合に限り法人扱いとなり、法人自体の「法人登記」は必要ありません。

① 税法上の法人設立届け

市長（市民税課）に「法人設立・異動等申告書」を提出して、法人を設立したことを届け出ます。また、県税事務所に対しても同様の届け出を行います。

（本来は、税務署へも届け出が必要ですが、現在のところ収益事業を行わないなど、減免対象になる場合がほとんどであるため、便宜上、省略されています。）

② 法人市民税等の申告と減免申請

ア) 収益事業を行わない場合

市長に対し法人均等割の申告をします。なお、この申告と同時に減免申請をすることにより減免されます。（市民税課へ「法人市民税の減免申請書」を提出します。）

減免申請の時期は毎年4月末の祝休日を除く一週間前までです。この減免申請は初年度だけとし、次年度以降は申請がない場合でも減免措置が講じられます。

また、県税事務所へも申告が必要ですので、ご注意ください。

なお、税務署長への申告は、現在のところ収益事業を行わない法人に対する減免措置があるため、便宜上、省略されています。

イ) 収益事業を行う場合

収益事業を行う場合は、税務署に対して「収益事業開始届」が必要です。

また、確定申告は毎年、事業年度の終了後2か月以内に、税務署・県税事務所・市民税課に対して、それぞれ行う必要があります。

※申請窓口

・ 富山税務署

富山市丸の内一丁目5-13 TEL 076-432-4191

・ 富山県総合県税事務所

富山市舟橋北町1-1-1 TEL 076-444-4504

・ 富山市役所東館2階 市民税課

富山市新桜町7-3-8 TEL 076-443-2033

(2) 固定資産税の減免申請

固定資産税の減免申請について

法人の保有資産である公民館及びその敷地に関する固定資産税は、市長に減免申請をすることにより免除されます。

⑨資産税課へ申請が必要です。

※申請窓口

・ 富山市役所東館 2階 **資産税課**

富山市新桜町 7 - 3 8

TEL (家屋係) 076-443-2035

(土地係) 076-443-2034

(3) 不動産の登記について

法務局で土地、建物の名義を自治会名義で登記することができます。手続きの際の添付書類として、「地縁団体証明書」〈5 ページ〉が必要となります。

- ① 市長に認可申請をして認可されたら、市長（地域コミュニティ推進課）に地縁団体証明書の交付申請を行い、「地縁団体証明書」の交付を受けます。
- ② 「地縁団体証明書」を添えて、法務局へ、一般の不動産登記と同じ手続きで登記申請をします。
- ③ 登記に関する費用は、一般の不動産登記の場合と同様に必要です。
- ④ 次のような登記事項に変更があった場合は、変更登記をする必要があります。
 - ア) 保有する不動産の増減
 - イ) 登記名義人の変更（町内会の名称及び所在地の変更）※代表者の変更は登記事項ではないので、変更登記の必要はありません。

※申請窓口

・富山地方法務局

富山市牛島新町 1 1 — 7

TEL 076-441-0550

4 認可後に生じる規約の変更や代表者の交代時等の 変更申請・変更届出

(1) 規約変更の認可申請

規約を変更したときは「規約変更認可申請」が必要です。変更後の規約は変更認可により効力が生じます。

規約に記載されている全ての事項が対象となります。

<申請に必要なもの>

- ① 規約変更認可申請書（「様式編」様式7）
- ② 変更内容・理由を記載した書類（新旧対照表など）
- ③ 規約変更を決議した議事録（議長及び議事録署名人の署名と押印のあるもの）

（注）規約変更が告示事項（「名称」「目的」「区域」「事務所」「解散の事由」）の変更を伴う場合は、規約変更の認可後、告示事項の変更の届出が必要です。

(2) 告示事項の変更届け出

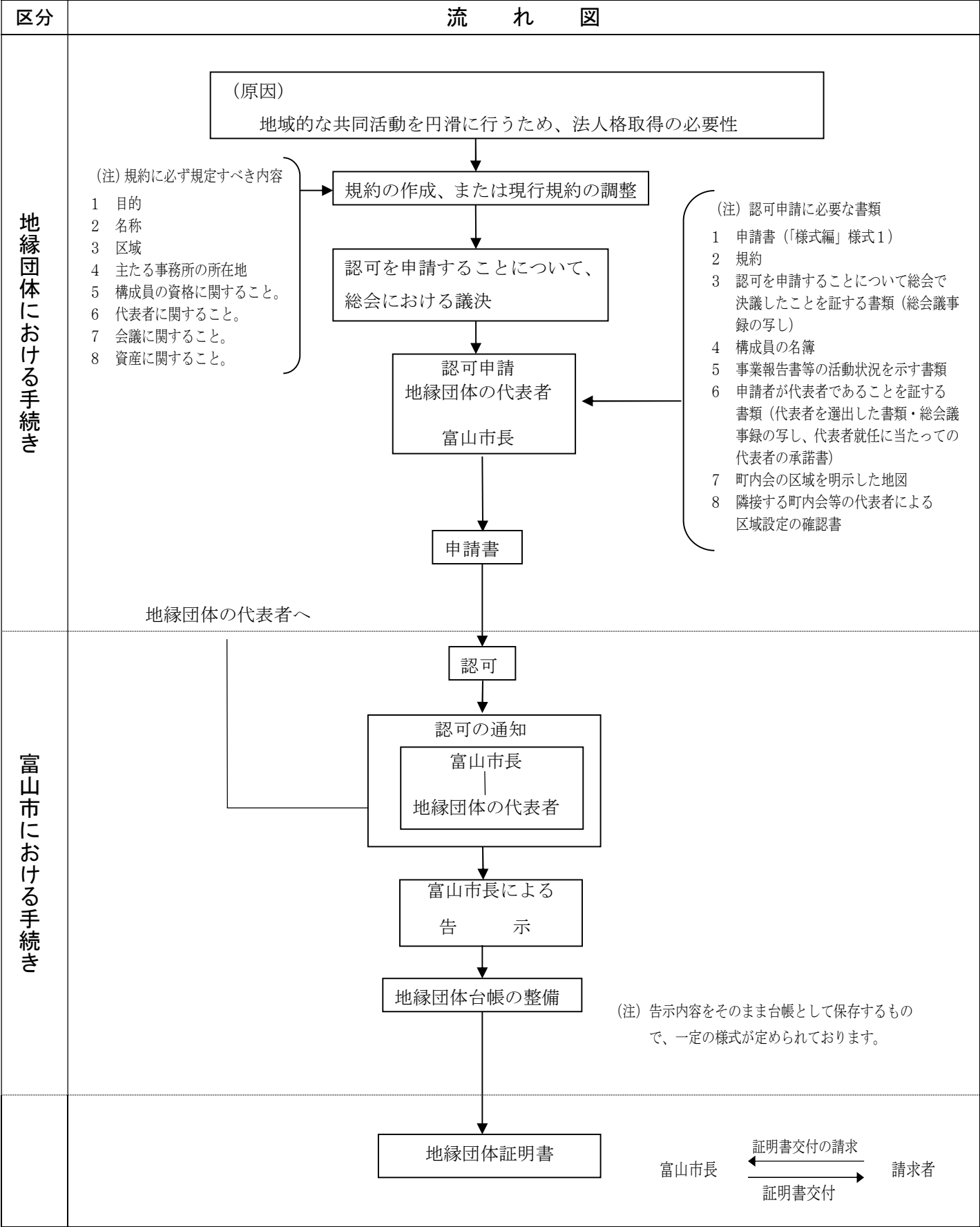
次の事項に変更があったときは届け出が必要です。

- ① 代表者の氏名及び住所
- ② 事務所の所在地
- ③ 町内会の名称
- ④ 町内会の区域
- ⑤ 規約に定める目的
- ⑥ 職務代行者が選任されている場合、その氏名及び住所
- ⑦ 代表者の代理人が選任されている場合、その氏名及び住所
- ⑧ 規約に解散の事由が規定されている場合、その事由

<申請に必要なもの>

- ア) 告示事項変更届出書（「様式編」様式6）
- イ) 告示事項に変更があったことを証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した議事録の写し）

5 地縁団体の認可（告示）手続きの流れ



資料 1

地縁による団体に関する地方自治法第260条の2の解説

(略) 地縁による団体に法律上権利能力を付与するための所要の措置が、今回の地方自治法改正により、第260条の2として盛り込まれたものである。以下、その内容について解説を加えることとしたい。

「地縁による団体」の定義について

今回法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会の地域的な共同活動を行っている団体である。(略) こうした自治会、町内会を、法第260条の2においては「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(第一項)と位置づけ、これを「地縁による団体」としている。

この地縁による団体は、一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものである。したがって、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではない。もっとも、前記のような意味における地縁による団体が、その内部組織として青年部や婦人会といったサークル等を設けることは一向に差支えない。

資料 2

具体的に回答されたトラブルの内容のうち、比較的多いケースは以下の通りである。

- ① 登記名義者が死亡した場合に相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ② 登記名義者が死亡した場合に相続人が多数いるため手続きが遅延した。
- ③ 登記名義者の債権者が不動産を差押え、競売してしまった。
- ④ 登記名義者が死亡した場合に、相続人が遠隔地に居住しているため手続きに手間取った。
- ⑤ 多数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出する等の都度、変更登記しなければならず手続きが繁雑である。
- ⑥ 多数人による共有として登記しているため、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。

地縁団体規約作成と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。(地自 260 の 2-3)

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
<p style="text-align: center;">〇〇自治会（町内会）規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 〇〇〇〇</p> <p>(5) 〇〇〇〇</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 本会は〇〇〇会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第 3 条 本会の区域は、富山市〇〇町△番、□番から×番までの区域とする。※注 1 (19 ページ)</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第 4 条 本会の主たる事務所は、富山市〇〇町△番×号に置く</p>	<p>① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>① 地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇〇自治会」「〇〇町内会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>(例) 商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。</p> <p>① 団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町または字及び地番または住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>② 区域の地番については、住宅地図等で確認してください。</p> <p>① 「主たる事務所」とは、団体について一を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>② 主たる事務所の所在地については、別段制限がありま</p>

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したもとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

せんが、代表者の住所または集会施設の所在地とするのが一般的です。

③ 具体的な地番で定めること他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

② 団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから、世帯を会員とすることはできません。

③ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。

① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。

① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

① 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。

① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

② 本人の退会の意思にいかなる制限も加えることはできません。

③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- ① 必ず会長を1人置く必要があります。
- ② 第11条第2項の関連で、副会長を置く必要があります。
- ③ その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称で定めても差し支えありません。
- ④ 監事は1人または複数人置くことが適当です。

① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

① 法律上、団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

② 「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年程度にするのが適当です。

② 役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

① 総会は団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等、法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

② 議会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

- ア 事業計画の決定
- イ 事業報告の承認
- ウ 決算の承認
- エ 予算の決定

① 総会は、地方自治法260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。

② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。

③ 年度当初から総会開催までの間は、予算が成立してなくて支出負担行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。

① 5分の1の数は、規定によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。

② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。

<p>(総会の定足数)</p> <p>第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。</p> <p>(1) ○○○</p> <p>(2) ×××</p> <p>(総会の書面表決等)</p> <p>第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、他の会員を代理人として表決を委任する、または電子メールの送信による表決をすることができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>	<p>① 総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。</p> <p>② 定足数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。</p> <p>① 議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。</p> <p>② 議決数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。</p> <p>③ 「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の 3 分の 2 (4 分の 3) 以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p> <p>① 表決権は、会員 1 人 1 票を原則とします。</p> <p>② 未成年の表決権の行使にあたっては、民法第 5 条の規定により法定代理人の同意を要することとなります。</p> <p>① この規定は、前項の 1 人 1 票の原則の例外として、世帯全体で 1 票とするものです。</p> <p>② この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより、世帯の表決権を行使することとなります。</p> <p>③ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。</p> <p>したがって、規約変更、財産処分、解散の決議はこれには該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは、適当とは考えられません。</p> <p>① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p> <p>また、電子メール等の電磁的方法による表決を想定する場合は、規約にその方法を記載する必要があります。</p>
---	---

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

- ① 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。
- ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

- ① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。
- ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

- ① 団体の意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。
- ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会には参画しないことが適当です。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

① 「財産目録」は法第 260 条の 4 に基づき設立時及び毎年(年度)初 3 ヶ月以内に作成することとなっています。

① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。

① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第 16 条第 1 項のように通常総会を年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第 2 項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、富山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

① 会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年の3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

① 規約の変更は、法第 260 条の 3 第 1 項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員の規定により変更する旨の規定はできません。

② 議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。

③ 規約の変更については、法第 260 条の 3 第 2 項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。

④ 規約変更の書式は「様式編(様式9)」のとおりです。

① 解散事由は次のとおり

ア 破産

イ 認可の取消

ウ 総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議

エ 会員(構成員)の欠乏

② ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。

③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

① 法第 260 条の 31 第 1 項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体または類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

② 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の決議を経ることが望ましいと考えます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

① 規約施行上の細則を定めることについては、会長、または役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。

細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規程等が考えられます。

① 認可後に認可年月日を記入します。

② なお、「富山市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。

① 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

① 上記に同じ

※注1 土地の大字または小字（小字がある場合）ごとに区域を記載してください。すべての区域が含まれる場合は全域とし、一部の区域のみ該当する場合はその地番を記載します。

【例】

第〇条 この会の区域は別紙のとおりとする。

別紙 (第〇条関係)

大字	小字	地番
〇〇町		全域
△△町	〇〇〇割	全域
△△町	△△△割	1番、2番、5番から10番まで、15番、20番…
××町	×××割	100番1から100番10まで、102番1、…

日 時 令和〇〇年〇月〇日 () 自〇〇時〇〇分
至〇〇時〇〇分

場 所 〇〇自治会公民館

出席者 〇〇人 (委任状出席者を含む)

開 会 司会者から総会の成立条件 (会員数の過半数以上の出席) の報告
 会長挨拶 〇〇会長挨拶 (挨拶略)
 議長選出 方法「執行部一任」の声あり
 執行部より〇〇氏を指名
 議長着席 〇〇氏議長席に着席
 議長挨拶 〇〇議長挨拶 (挨拶略)
 議事録署名委員の指名 〇〇氏、〇〇氏の2名を指名する。

議 事

- 1 議案第1号「令和〇〇年度事業報告について」及び議案第2号「令和〇〇年度収支決算報告について」を一括上程
 執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
 執行部の説明終了後、〇〇監事より会計監査の報告を受ける。
 審 議 (質疑なし)
 賛成数〇〇 反対数〇〇 賛成多数につき承認される。
- 2 議案第3号「令和〇〇年度事業計画 (案) について」及び議案第4号「令和〇〇年度収支予算 (案) について」を一括上程
 執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
 審 議 (質疑なし)
 賛成数〇〇 反対数〇〇 賛成多数につき承認される。
- 3 議案第5号「会則の一部改正について」を上程
 執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
 ※自治会の区域、会員の規定及び資産に関する帳簿整備の規定。
 審 議 (質疑なし)
 賛成数〇〇 反対数〇〇 賛成多数につき承認される。
- 4 議案第6号「役員の変更について」を上程
 選任方法について、執行部に一任の声あり。
 執行部より、役員を選出の経過について報告があり、次の通り役員の発表がある。

会 長	〇〇	〇〇氏 (姓名とも記載)
副会長	〇〇	〇〇氏
総 務	〇〇	〇〇氏
監 事	〇〇	〇〇氏

 賛成数〇〇 反対数〇〇 賛成多数につき承認される。
- 5 議案第7号「自治会の法人格の申請について」
 執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
 審 議 (質疑なし)
 賛成数〇〇 反対数〇〇 賛成多数につき承認される。

※「新しい会長が総会の場で就任を承諾した」ことが議事録に記載してあれば、認可後に代表者の変更 (く8ページ) を届け出る時に、承諾書 (「様式編」様式8) を用意する必要はありません。

ただし、最初の認可申請の時のみは、議事録に上の記載があっても、承諾書が必要です。

議事終了

議長退席

副会長挨拶 〇〇副会長挨拶 (挨拶略)

閉会 (司会)

令和〇〇年〇月〇日

議長 〇〇 〇〇 印
 議事録署名委員 〇〇 〇〇 印
 〇〇 〇〇 印